富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車 議 案 名 の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員 の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等に係る 公費負担額の引き上げが行われたことを踏まえ、富士見市議会議員 制定趣旨 及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公 費負担額についても、公職選挙法施行令と同水準に引き上げる等の 改正を行うものです。 選挙運動用自動車の使用等の公費負担額等の改正 (1) 選挙運動用自動車の使用の公営 (一般運送契約以外の契約) 区分 改正単価 現行単価 自動車の借入れ 16,100 円 15,800 円 (1日当たり) 燃料費 7,700 円 7,560 円 (1日当たり) ※燃料費については、公費負担額算定のための期間の積算方法の 整理を併せて行います。 (2) 選挙運動用ビラの作成の公営 区分 改正単価 現行単価 印刷費 7 円 73 銭 7 円 51 銭 (1枚当たり) 主な制定内容 (3) 選挙運動用ポスターの作成の公営 改正単価 現行単価 区分 印刷費 541 円 31 銭 525 円 6 銭 (1掲示場当たり) 企画費 316,250 円 310,500 円 (1デザイン当たり) 施行日 公布の日

富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(平成5年条例第1号)

新旧対照表

新

(契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>定める者</u>とそれぞれ有償契約を締結し、富士見市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(公費の支払)

第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方に支払うべき金額のうち、選挙運動用自動車の使用については次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、選挙運動用ビラの作成については第3項に定める金額を、選挙運動用ポスターの作成については第4項に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約の相手方からの請求に基づき、当該契約の相手方に対し支払う。

(1) (略)

- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる 区分に応じ、それぞれに定める金額
- ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用

旧

(契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>掲げる者</u>とそれぞれ有償契約を締結し、富士見市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(公費の支払)

- 第4条 市は、候補者(前条の届出 をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方に支払うべき金額のうち、選挙運動用自動車の使用については次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、選挙運動用ビラの作成については第3項に定める金額を、選挙運動用ポスターの作成については第4項に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約の相手方からの請求に基づき、当該契約の相手方に対し支払う。
 - (1) (略)
 - (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる 区分に応じ、それぞれに定める金額
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用

される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 16, 100円を超える場合には、16, 100円)の合計金額

- イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日(以下「届出のあった日」という。)から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。次条第1号において同じ。)までの日数から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が確認したものに限る。)
- ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を

される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出 に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日(以下「届出のあった日」という。)から当該選挙の期日の前日

日数 を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を

超える場合には、12,500円)の合計金額

- 2 (略)
- 3 選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73 銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数 (当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)とする。
- 4 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額とする。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

超える場合には、12,500円)の合計金額

- 2 (略)
- 3 選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51 銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数 (当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)とする。
- 4 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭 に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額とする。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

(2) 選挙運動用ビラの作成 候補者1人について、7円73銭に	(2) 選挙運動用ビラの作成 候補者1人について、 <u>7円51銭</u> に
法第142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た金額	法第142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た金額
(3) (略)	(3) (略)